

島津氏の参勤に対する大坂「船除」

木土 博成

要旨

一七世紀、西国有力大名は参勤・帰国に当たり船で大坂に出入りする際、船手（船奉行）に民間船を除けてもらう特別待遇を受けていた。これを「船除（ふなあらけ）」という。一八世紀初頭には天候不順・大坂での海上混雑などを背景に、多くの西国大名が室津（播磨）へ大坂間を海上通航から陸上通行に切り替え、船手の八木勘十郎の代に「船除」はほぼ廃止された。しかし島津氏はそれに危機感を抱き、徳川家康・秀忠との参勤由緒を根拠に、正徳元（一七一）年に船手に対して再開を願い出た。結果として大坂城代の判断により、船手ではなく大坂町奉行の管轄のもと、島津氏への「船除」は新たに認められる。とはいえ、正徳元年以降も島津氏は主に室津へ大坂間を陸上通行したため、このような新たな「船除」は定着しなかった。「船除」再開を願い出た島津氏の力点は実際の通航の利便性というより、既得権益の確認にあったのである。

はじめに

参勤交代制は大名に一年おきに在府・在国を命じるもので、中央集権と地方分権を併存させる点で近世を特徴づけている⁽¹⁾。

とりわけ国持大名が多い西国大名については、参勤経路といった細部に關してもすでに一定の研究蓄積がある。先学によると、その経路は一八世紀の初頭に瀬戸内海を通航する形から、山陽道を通行する形に移行する⁽²⁾。その要因について、かつて丸山雍成は船の老朽化、雇水主の人件費、風待・潮

待の不安定さなどが大名当局に嫌われたとした⁽³⁾。風待・潮待に関わって近年、萩毛利氏を分析した南方長が興味深い事実を明らかにしている⁽⁴⁾。すなわちもとより灘として知られる播磨灘⁽⁵⁾では一八世紀初頭、強風などの天候不順が続いた。そのため毛利氏は播磨灘を避けるべく、室津あたりから大坂までを陸上通行に切り替えたという。自然環境の変化が人々の営みに影響を与える一例といえよう。

一方、一八世紀初頭は物資集積地としての大坂の成長期に当たするため、大坂を目的地・出発地に様々な船の出入りが増していたことであろう⁽⁶⁾。

これにより大坂河川が混雑し、西国大名に船路を躊躇させた側面も無視できない。自然環境と都市環境の変化がいま一つ、播磨灘の通航から播磨路の通行へ推移したといえよう。

本稿が追々明らかにするように、一七世紀段階において西国大名は船で大坂に出入りする際、船手（船奉行）に民間船を除けてもらう特別待遇を受けていた。これを「船除」、おそらくは「ふなあられ」という⁽⁷⁾。このような「船除」行為は一八世紀以降、そもそも大名が船を避けて陸を選択するようになると発生しえない。

島津氏もまた、一八世紀初頭に播磨灘通航から播磨路通行に切り替えることで、大坂で船手から「船除」を受けなくなる。ところが時に琉球使節を引率するなど、特殊な参勤形態をとる島津氏はこれに我慢ならなかったように、正徳元（一七一）年に船手に対して「船除」の再開を願い出るという独自の対応を見せるのである。林匡によると、当該期は島津氏が源頼朝や近衛家、そして徳川家康との様々な由緒を押し立て、独自の立場を主張していく時期に相当し、「船除」の再開願もこのような志向の表れであるという⁽⁸⁾。なぜ島津氏だけが船手に「船除」再開を願ったかを考える上で、示唆に富む指摘といえよう。

ここで出てくる船手は江戸から派遣される幕府役人で、その職掌も含めて吉田洋子の専論があるが⁽⁹⁾、大名に対する「船除」の実態は明らかでない。はたして船手は職務として島津氏ら西国大名に「船除」を行ったのであるのか。再開願の全体像を読み解く中で、明らかにしたい点である。それに船手が「船除」を行うといっても、実際の担い手である与力以下の役割を見ていく必要がある、船手と大坂町奉行（河川支配）の分掌関係も気になる点である。

以下、本稿では、島津氏（大坂留守居）、船手・町奉行、船手・町奉行の配下、これらが織りなす関係に留意しながら、いまだ全体像が詳らかでない正徳期の「船除」再開願について論じる。一七世紀段階の「船除」はどのようなもので、それがいつ途絶え、なぜ正徳元年に島津氏から再開願が出されるに至るか。そしてその結果はどうであったか。これらの点にせまりたいと思う。以上の考察により、参勤交代という普遍的の制度の中で、島津氏に対する「船除」がいかにかに存立しえたか、そしてそれがどのような点で特殊であったかが明らかにされよう。

なお、主に島津氏側の史料に拠る本稿は、大名側に残された史料が大坂を舞台とする歴史を描く上で、いかに有用であるかを示す試みでもある。

第一章、島津氏の参勤

本章では島津氏に対する「船除」を考察する前提として、一七世紀来の島津氏の参勤がどのようなものであったかを見ておきたい。

第一節、島津家久の参勤

山本博文によると、初代島津家久の参勤は以下の通りであった⁽¹⁰⁾。慶長五（一六〇〇）年の関ヶ原の戦い後、慶長七年に家久が上洛して徳川家康に拝謁することで、島津氏は薩摩・大隅両国と日向国一郡を安堵された。ついで慶長九・一〇・一一年に家久は三度上洛して家康に拝謁している。その後、慶長一二年には初めて江戸に参り、翌一三年には將軍秀忠に拝謁し、芝に屋敷を拝領している。慶長一五年には尚寧王を引き連れ、駿府・江戸の家康・秀忠のもとに参り、江戸の桜田に屋敷を拝領する。元和三（一

六一七)年、および五十九年には江戸に参府しては年内に暇をもらう形を繰り返す。そして寛永四(一六二七)年以降は一年在府、一年在国の形態に徐々に移行する。

この間、元和元年の武家諸法度に参勤作法についての規定が現れ、寛永一二年のもので「夏四月中(江戸へ)参勤致すべし」とされて参勤交代制が確立する⁽¹¹⁾。

一方で参勤交代の定着と並んで、大名妻子の江戸在府の動きも現れる⁽¹²⁾。寛永元年四月一日付で家久が琉球国尚豊王に送った書状に「於日本大將軍之仁行猶日々篤、可謂吁咈之治者乎、是被諸侯懷惠、親子夫婦皆以遷居關東之新都矣、予亦茲今幼子愚婦侍与欲赴於新都、国中之大儀不可勝計、請察知之」⁽¹³⁾とある。すなわち日本においては諸大名が徳川家を慕って妻子を江戸に住まわせており、自分もまた妻子を江戸に送るといふ。寛永元年段階ではすでに細川氏などが妻子を江戸に在住させているため⁽¹⁴⁾、島津氏もこれにならう形で妻子を江戸に送ったものといえよう。この点は後に、島津氏が諸大名に先駆けて妻子を江戸に送ったことにされるなど、参勤由緒とでもいふべき展開を見せる(史料3)。

第二節、参勤の経路・時期

その島津氏の参勤経路は当初、どのようなものであったか。幸い島津氏の場合、当主や嫡男の参勤経路を復元できるだけの史料環境があり、【表1】のように一覧にすることができる(以下、各年の参勤日程・経路などについては【表1】、あわせて【参考地図】参照)。いま慶安四(一六五二)年を例にとると、二代目島津光久は二月二〇日に鹿児島を発し、薩摩国の西岸から出船し、平戸などを經由して瀬戸内海に至り、三月二日に大坂

に入津した。その後おそらくは伏見から陸路をとり、四月五日に江戸に到着している。このように鹿児島近辺の港と大坂間は船路をとるのが通常で、これは江戸から鹿児島に帰国する場合も変わらない。全大名の中でもっとも長い距離を移動する島津氏の場合、船路がひと月に及ぶことも珍しくなく、参勤および帰国の全日程にはおよそ二ヶ月を要している。

それでは参府・暇の時期はどうであろうか。島津氏はその他の外様大名と同様、原則は四月中の参府が命じられ、四月に暇が下された。四月中に参府するには二月頃に国許を出発する必要がある。ただしこれはあくまで原則で、しばしば参府・暇の時期は変則する。その要因としては明暦二(一六五七)年の大火のような特殊事情が挙げられる一方で、琉球使節の存在により参勤時期が乱れる場合もある。例えば寛永二十一年に光久は琉球使節を引率する関係から、通常の四月ではなく六月中の参府を命じられる。そして暇は本来下されるはずの翌正保二(一六四五)年に下されず、正保三年の四月一八日に下された。琉球使節は島津氏の参勤時期を変則させる一因であったのである。

第三節、島津氏の参勤が持つ特殊性

船・陸と最長距離を移動する島津氏の参勤は日程上も自ずと厳しく、島津氏は幕府に種々の配慮を求めることがあった。一七世紀末、島津氏が参府・暇の時期を四月から六月に変更するよう幾度か願い出て、幕府に認められたのは、参勤の厳しさが考慮されたことと関係しよう(第四節)。それに島津氏の参勤を変則させる琉球使節が江戸に上る際、各地で琉球人に対して幕府から便宜が図られる⁽¹⁵⁾。そのため琉球使節を引率した島津氏に対しても、幕府役人が毛利氏などの西国大名以上に敬意を払ったとして不思議

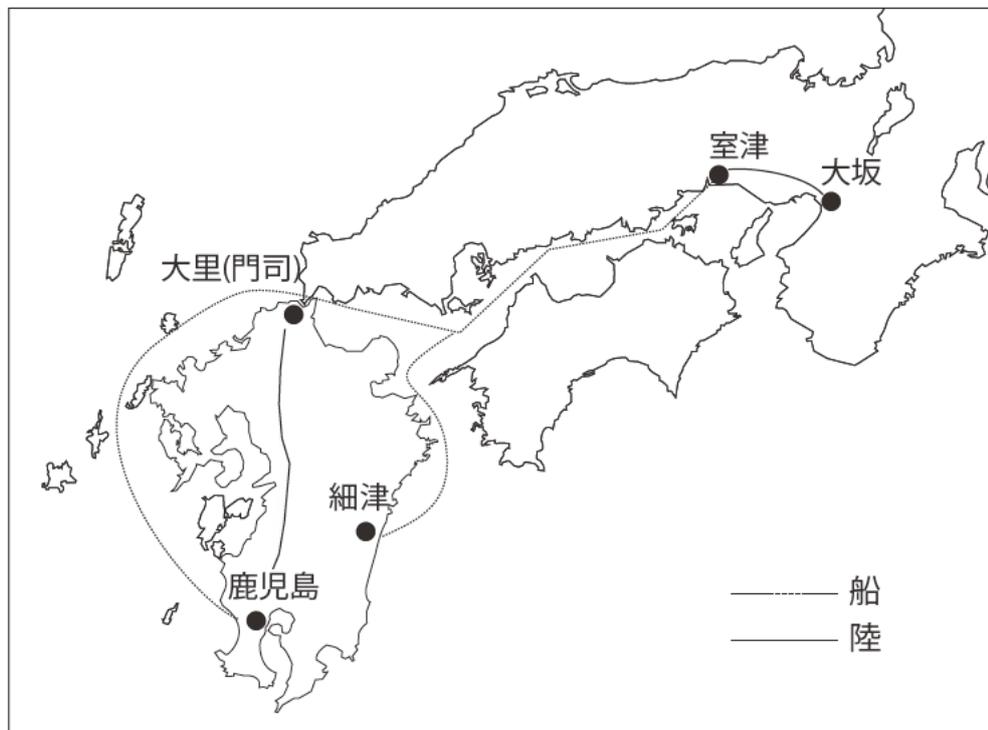
議でない。

これらの点は島津氏が「船除」の再開を願い出る際、客観条件として有利に働いたものといえよう。参勤距離・日程が厳しかったことや、琉球使節の存在があったこと。そしてより根本に島津氏が鎌倉時代から続く大々名としての自負を持ち、幕府からもそのような認知を得ていたこと¹⁶⁾。これらからして参勤交代制の中において島津氏は特別な位置にあったといえ、後述の参勤由緒の存在や、「船除」再開願もこの点に関わるものと想定できるのである。

第四節、経路・時期の変化

さて、ここまで見てきたような参勤のあり方は寛永期に成立し、以後に引き継がれていくものの、一八世紀初頭に変化する。引き続き【表一】を見よう。宝永元（一七〇四）年に島津吉貴が帰国する際、前年までとは異なり大坂から尼崎まで陸路で出て、兵庫から大里（門司）までで船路をとった。天和元（一六八一）年・貞享三（一六八六）年・元禄一六（一七〇三）年にも大坂〜長門間を陸上通行した例はあったものの、宝永元年はその後の展開を考える上でいくぶん重要な意味を持つ。七月一日に鹿児島に着いたこの年、吉貴は八月二日に父綱貴の危篤の一報を受け、即日江戸に向けて鹿児島を発する。注目すべきことに、東上の際には大里〜室津間を船路で移動し、室津〜大坂間で陸路をとっている【参考地図】。

危篤の報に接し、江戸へと急ぐはずの吉貴があえて播磨路をとっていることから、室津〜大坂間は船路よりも陸路の方が確実、ないし早いことが分かる。このように大坂〜室津間で陸路を通行するあり方は宝永二年以降ほぼ定着し、これは南方が明らかにした毛利氏の動きとおおむね符合する¹⁷⁾。



【参考地図】 島津氏の参勤経路

むろん陸路で行くからには船は使われず、大坂で「船除」はなされない。このような動きと連動して、島津氏は宝永二年に近年の天候不順を理由として四月参府・暇の変更を願い出るのである¹⁸⁾。

〔史料1〕

覚

参勤御暇時節之儀、去未年亡父薩摩守御内証ニ而申達候通⁽¹⁾、拙者^{(元禄一六)(島津綱貴)}茂同前ニ存候間、御列座江御相談被成、何とそ六月中参勤御暇被為御付被下候様願存候⁽²⁾、薩摩国乗船場京泊と申所より肥州平戸迄、海上道程七拾一里余御座候、西北ニ而通船仕候処、近年ハ秋之未九月比より翌四月時分迄ハ、西北風強通船殊之外不自由ニ御座候⁽³⁾、依之亡父薩摩守参府之時分陸江上り、早追ニ而参府仕候儀も度々ニ而御座候、大勢引列急旅行仕儀もいか、と存候、先^(島津光久)御代大隅守儀ハ国元出足何月と被仰出候、三月より六七月之内年々 仰出之月ハ替申候⁽⁴⁾、有増右之通御座候、大隅守代之通ニ国元発足之月を被 仰出候得者、通船仕能御座候間、可罷成申儀御座候ハ、右両様之内ニ被仰付被下候様ニ奉願候、則絵図ニ書付仕、入御披見申候、以上、^(島津吉貴)松平薩摩守^(宝永二年) 正月

すなわち吉貴は老中に対し、祖父光久の時の国許出立は三、六・七月と緩かったとしながら⁽⁴⁾、(現状は四月の)自身の参府・暇を六月中にしてほしいと願っているのである⁽²⁾。その理由として挙げているのが西北(からの)風の問題である。すなわち近年は晩秋の九月から初夏の四月頃まで西北風が強いため、とりわけ薩摩から肥前へと船で西北に移動する際に向かい風を受け、通船に支障をきたしているというのである⁽³⁾。従来通り、四月中に参府するためにはおおよそ二月中には国許を出立せねばならず、西北風にさらされる。それを回避するためにも、参府・暇を遅らせてくれという主張である⁽¹⁹⁾。

以上はすでに^(元禄一六)「去未年」に^(島津綱貴)「亡父薩摩守」が「御内証」に申し出たとあり⁽¹⁾、さらに遡れば寛文期に光久も同趣旨の願い出をしている⁽²⁰⁾。そのためこの種の願い出は鹿児島を所領に持つ以上、島津氏が一七世紀末一貫して持った志向の表れで、自然環境が厳しさを増した一八世紀初頭に再び表出したものといえよう。宝永二年の願い出は結局のところ聞き遂げられて⁽²⁾、享保期に上米との関係で改められるまでの間⁽²²⁾、島津氏の参府・暇は六月と定まった。

第二章、「船除」再開一件

前章で見たように、島津氏の参勤経路・時期は一八世紀初頭に変化した。当該期の諸史料によれば、強風や余寒、そして荒波などのため、西国大名は軒並み参勤に難儀している⁽²³⁾。このことからすると、島津氏が大坂・室津という特定区間を陸上通行するようになるのは、難所の度合いが増した播磨灘(明石海峡)の通航を回避したいがためである。

加えて見逃してはならないのが、大坂での船の増加の問題である。一七世紀後半に西廻航路が整備され、物資の集積地として大坂が発展を見せる中、木津川口に廻船などが入り乱れる状況が生じていた⁽²⁴⁾。このような中で大船団を組む⁽²⁵⁾島津氏の通航は困難を伴ったものといえ、これもまた船路を避けた要因と想定できる。事実、本章で見る正徳元年の「船除」再開一件においても、河川の混雑^(【参考画】)が問題にされている。

第一節、一件の経過

その再開一件の経過を整理したのが【表2】である。本件の存在自体は



【参考画】天保年間に木津川口に入る船の様子。大阪歴史博物館蔵「大湊一覽」より。

すでに林に触れるところがあるが⁽²⁶⁾、全体像の紹介はいまだなされていない。そこでまずは時系列に沿って、七つの局面に分けて経緯を示しておく。

〈局面一 七月二日…「船除」再開の願い出〉

【表2】「船除」再開一件の経過

局面	日時	出来事	典拠
	宝永7年	琉球使節の江戸上り	【表1】
	正徳1年?月?日	家老→留守居：「船除」再開に向けて動くよう指示	〔史料5〕〔『追録』2-3192〕
1 (願い出)	7月12日	留守居→船手：「船除」再開を願い出	〔史料2・3〕〔『追録』2-3187・3188〕
2 (決定)	7月17日	(町奉行所の)川方役所にて「船除」決定	〔史料4〕〔『追録』2-3190〕
3 (知らせ)	7月18日	廻船年寄→船(薩摩)問屋：町奉行所で「船除」決定	〔史料5〕
		廻船年寄→留守居：	〔史料6〕〔『追録』2-3189〕
		川奉行→留守居：	〔史料7〕〔『追録』2-3191〕
4 (大坂発)	7月23日	島津吉貴が大坂を発ち播磨路へ	【表1】
5 (報告)	9月13日	留守居→国許：一件について報告	〔史料5〕
6 (再報告)	11月3日	留守居→国許：与力に聞き込み調査の上、再報告	〔史料8〕〔『追録』2-3193〕
7 (付届け)	12月25日	留守居が船手・町奉行らに付届け	〔史料9〕〔『追録』2-3195〕

七月二日、島津氏の大坂留守居を務める大島孫右衛門から、船手の石川四郎左衛門の家老に対し、願い出がなされる。

〔史料2〕

口上之覚

(島津吉豊) 薩摩守儀国許江之御暇被下、近日御当地

江到着仕候、依之奉願候者、川筋通船仕

候節前方より船除ニ御船御出シ被下候

(宝永六) ①、一昨年致帰国候ニ者陸地罷通候、

(宝永七) 去年参府之節者願不申上 ②、前方ニ

船除ニ御船御出シ可被下由被仰渡候、船

数ニ而本船迄通船仕儀ニ候得者、船込ニ

而念遣奉存候、前方之通此節之儀御船御

出被下度奉願候 ③、先祖代承伝候趣為

御見合各様迄別紙書付差上申候 ④、御

序宜様御執成奉願候、以上、

(島津吉貴)
松平薩摩守内

七月十二日

鈴木弥市右衛門殿

猪瀬喜内殿

(忠宣)
大島孫右衛門

この度の帰国に際して吉貴が大坂を出船するに当たっては、(船団を組むこと

から)「船数」も多い上に(吉貴が乗る大型船である)「本船」まで通るため、船が混み合って大変である。よって民間船を除けるべく、以前の通り「船除」をしてくれる(「船手の」御船)を出してほしいというのが願いの要点である(③)。一昨年(宝永六年)の帰国時には大坂から陸路をとったために願い出ず、去年(宝永七年)琉球使節の江戸上りの年、【表1】・「史料10」参照)はわざわざ願い出なかつたとしながらも(②)、以前はたしかに「川筋通船」の際に(船手から)「船除」のための「御船」を出してもらっていたとして(①)、先祖来の由緒を別紙で差し上げるといふ(④)。その時の別紙が以下のものである。

〔史料3〕

薩摩守先祖以来参勤帰国之節、大坂川筋罷通候時、前々御船手より

川内船あられ被仰付候由緒大概覽

一、権現様御病気御大切被為成候節、松平肥前守様・松平陸奥守様・

薩摩中納言三人御寝間ニ被為 召、御暇乞被遊、右何れ茂江御道具

拝領、中納言江者いや正宗之御脇差被下、猶天下泰平之儀御頼被遊

旨蒙 上意(①)、甲斐々敷御請申上置候得共、其後何そ一方之御奉

公可仕儀無之相過候、然者弥世上泰平二者罷成候得共、諸御大名江

戸江之御扣無之儀、中納言如何存候付、則中納言妻子を江戸へ引越

可申旨

台徳院様江申上候処、天下泰平之御奉公不過之由御感不斜、段々御

懇之蒙御会釈御暇被下帰国仕、六歳罷成候嫡子大隅守を初、妻子共

不残相列参勤仕候(②)、其節中途之入料等被成下、船中道中不整形

御馳走被仰付、江戸へ参着仕候日者品川迄 上使被下、其後に諸御

大名御妻子江戸へ被引越候(③)、右之訳ニ候故、中納言一生者勿論、中納言子大隅守代迄茂中納言江之御会釈別而相替儀無御座候処、連々御会釈被仰付、就中到 御先代猶輕被仰付候得共、今以自余之御方二者相替、御会釈結構被仰付候儀共数多御座候、中納言妻子を江戸へ引越候者元和六七年之内欵(※正しくは寛永元年)与承伝候(④)、

一、大坂川筋船あられ之儀、中納言御感之上御馳走被仰付候一筋を以、於に今も船あられ被仰付候儀与此方二者相心得罷在候(⑤)、薩摩守先祖以来御会釈之儀、御老中様へ申上儀有之候節、從 御先代到御当代大坂川内船あられ御船手より被仰付候由緒之儀茂申上置候(⑥)、

以上

これによれば、家康は病床に際し前田利常・伊達政宗・島津家久に「天下泰平」を頼んだといふ(①)(②)。その後「世上泰平」にはなつたが、諸大名が江戸に控えていない状態をいかかと思つた家久は、率先して妻子を江戸に詰めさせることにし、秀忠から「天下泰平」への大貢献として激賞される(②)。島津氏側の認識としては、このときの家久の功により代々「大坂川筋」で「船除」をしてもらつてゐるといふ(⑤)。

〔史料3〕には「元和六七年」とあるが(④)、家久が妻子を江戸に詰めさせたのは寛永元年であり、すでに一次史料で見たように、家久は「予亦」、すなわち諸大名に引き続いて自分もまた妻子を江戸に送ると表明していた(③)。これが正徳元年の段階では、家久の行動が諸大名の先駆けとなつた(③)といふ様に言い回しが変化している。このような主張こそが島

津氏の参勤由緒といえ、諸大名に抽んでよとする家格志向と結び付きながら、元禄年間には確認できるものである²⁹⁾。

以上のように、七月一二日に島津氏側は家康・秀忠との参勤由緒を引っさげ、船手に対して「船除」の再開を願い出た。その後、事態が進展するのは七月一七日である。

〈局面二 七月一七日：「船除」の決定〉

次に掲げるのは町奉行所内の川方役所の業務日誌の写しで、故あって島津氏側に伝わったものである（第三章第二節参照）。

〔史料4〕

正徳元卯七月十七日

（島津吉貴）

一、松平薩摩守殿木津川口通船之時分、近年廻船水尾筋ニ猥懸り有之、船路致混乱之由相聞へ候、薩摩守殿船数多事候へハ、掛り船与出入無之様ニ向後船除可申付之旨、廻船年寄共へ可申渡候由、宮部源太夫³⁰⁾を以被仰聞、則廻船年寄大津屋勘兵衛召出申渡候事、

但、薩摩守殿御着津之刻、御蔵屋敷へ参御船之儀、毎度承合可申旨申付候事、

当史料によると、島津氏が木津川口を通船する際、近年は廻船が水尾筋、すなわち船の通り道にみだりに懸かって（停船して）おり、船路が混乱しているという。島津氏は（船団を組んで）船数も多かったため、「掛り船」（懸船）とすれ違ったりしないように、今後は「船除」、すなわち懸船を除けるべき旨、町奉行は廻船年寄³¹⁾に申し渡したのである。このように、結論と

して「船除」は認められた。とはいえ第一に、七月一二日段階で島津氏は船手に願い出ていたはずが、（町奉行所の）川方役所で「船除」が決定されている点。第二に、島津氏から船手には「大坂」川筋で「船除」の船を出してもらおうようお願いしていたのに（史料2）①・③、川方役所で決定された「船除」は木津川口での懸船の規制を意味している点。第三に、町奉行は「船除」をする理屈について、島津氏が強調する先例や参勤由緒（史料2・3）でなく、大坂における河川の混乱回避を挙げている点。これらには留意したい。

その後、七月一八日に三つの動きがあった。

〈局面三 七月一八日：「船除」の知らせ〉

この日、島津氏のもとへ「船除」再開の知らせが相次いでもたらされる。まずは廻船年寄から島津氏の船問屋に連絡がいく。次の史料は（正徳元年）九月一三日付で、留守居の大島が「船除」再開一件の経緯を国許に書き送ったものである。

〔史料5〕

今度 御帰国大坂御通路前川筋船除之儀、廻船年寄中江町御奉行より被仰渡候趣、且又船除之儀付而帶刀^{（家老・島津伴休）}殿へ御渡置被成候御書付、御用候間書写同前可差越旨、去月廿七日之御書付相達、奉得其意右一卷之儀左ニ申上候、

一、七月十八日廻船年寄中々此方船問屋成尾屋次郎兵衛方迄案内申候由ニ而、次郎兵衛より申出候者、町御奉行所より御用之由付年寄中罷出候へハ、川奉行衆より被仰渡候者、薩摩船守殿川口通船之節

商船等込合之儀も有之由候間、御船不差支様船除船々ニ可申渡候、

尤御出船之砌可致下知候、御公用之儀ニ無之与存致失念儀茂可有之候間、慥記置油断致間敷由被仰渡候、此段御屋敷へ申達候様ニとハ不被仰渡候へ共、御出船御日限旁為承合御船方之御役人中へ伺公仕度候付、先達而御屋敷へ御案内可被成由年寄中より為申越由、次郎兵衛より申出候(①)、

一、廻船年寄 大津屋勘兵衛

右同 唐金屋助九郎

右兩人七月十九日見舞候而、次郎兵衛より先達而申聞せ候趣同前二右兩人へ承候、廻船年寄之儀者六人有之候得共、病人差合も有之、兩人罷出候由承候、

一、羽津元右衛門より船除之儀付被申越候書状(史料7)、(家老・島津久当)将監殿

へ本書者差上置申候得共、写置候付別紙差上申候、

一、廻船年寄之内大津屋勘兵衛より船除之儀付遣候書状写(史料6)別紙差上申候、本書此方へ召置申候、

一、帯刀殿より御渡置被成候御書付写、是又別紙差上申候、

右者船除之儀付、町御奉行江御断申上候儀無之処、今度右之通被仰渡候、御船奉行江者前以より御船手与力衆江頼置、乍其上帯刀殿より御渡置候御由緒書(史料3)を茂相添、御通路前以御願為申上置事御座候、然者町御奉行・御船奉行御相談之上二而町御奉行へ船除被仰付事ニ相成候半与存申候(②)、御立跡ニ而承合追而可申上由、将監殿ニ申上置候得共、朝鮮人來聘二付、御奉行方役人中寸暇無之候故、朝鮮人罷通候以後可申上与差扣罷居候(③)、此旨御披露奉頼候、以上、

九月十三日 大島孫右衛門(忠宣)

市來次郎左衛門殿(家賢)

①によれば、七月一八日に廻船年寄(大津屋勘兵衛ら)から島津氏の船問屋を務める成尾屋次郎兵衛②のもとに知らせがあった。すなわち町奉行の命によって、川口で島津氏へ「船除」をすることが決まったという。廻船年寄は成尾屋を通じて、まずはこの旨を島津邸に一報させている。次にその廻船年寄の大津屋から留守居の大島のもとに書状が送られる。

[史料6]

一筆啓上仕候、先以残暑甚御座候処、弥御堅勝御勤仕被成御座、珍重奉存候、然者近々(島津吉豊)太守様当地へ御着被為成之由、何角御用御取込与奉存候、就夫

太守様当地川口御入津御出船之砌、向後私共仲間より船除仕、御船江障無之様可仕旨、従町御奉行所今度被仰付候間(①)、

太守様此節御出船之日限刻限御知せ可被下候(②)、尤向後其時々表向より御窺可申上間、其段私方より御内意申上候(③)、猶其内貴顔可申上候、已上、

七月十八日 大島孫右衛門様(忠宣)

大津屋勘兵衛

すなわち廻船年寄は、今後は「川口」で廻船仲間が「船除」を行う旨、町奉行所で決定されたと報じるとともに(①)、吉貴の大坂出船の日限・刻限を問い合わせている(②)。これは日・刻を限って「船除」を行うことを示しており、民間船への影響を最小限にとどめながら島津氏の意に沿うよ

うにする対応といえる。

さらには町奉行与力で川奉行^③の羽津元右衛門から留守居に対して書状が送られる。

〔史料7〕

残暑甚御座候、弥御堅固御勤可被成奉察候、先以 〔島津吉貴〕 太守様近日弥御到

津可被遊と恐悦御同前奉存候、然者当津 御出船之砌、木津川口船除

可申付之旨拙者共へ被申渡、則廻船年寄共へ昨日申渡候、定而右之者

共々御出船日限等承二参上可申候間、其御心得可被成候^①、今年

初而被申付候事、於拙者致大慶候、此段者御家老中様奉行所へ御立寄

被成候者、其刻御挨拶茂被成可然哉与奉存候、弥御堅慮可被成候^②、

外之御家二無之御事御座候、御船手より船あらけ有之儀者御内証之

事、奉行所より被申付候者表立たる儀二而自今之御格式二成申儀故

^③、御内意為申通如斯御座候^④、朝鮮人茂正使従事之船去ル五日

〔佐須奈〕

対州さすな浦江着船之由、副使之船少おくれ未着申候、大方来月十日

比当津着岸与察申事候、夫故甚取紛^⑤、早々、恐惶謹言、

七月十八日

羽津元右衛門

〔忠宣〕
大島孫右衛門様

すなわち羽津は留守居に対して、「船除」が決まったため日限などの伺い

に廻船年寄から尋ね（史料6）に相当）がある旨を報じている^①。注

目したいのは、羽津がこの度の「船除」が決まったことについて、島津氏

の家老から町奉行所に挨拶をするよう助言している点である^②。羽津の

いうことには、町奉行所が支配下に命じるかたちでの「船除」は島津氏だ

けを対象としており、したがって船手からの「船除」が「内証」であるの
に對し、この度のこのような形式での「船除」は「表立たる儀」で「自今
之御格式」になるという^③。このありがたみを勘案の上、町奉行によく
よく挨拶をしておいた方がよいことであろう。

以上のように、七月一八日には出入りの成尾屋、廻船を取り仕切る大津
屋、町奉行所の羽津という三者から、留守居の大島に「船除」決定の一報
がもたらされた。大津屋は諸廻船の管理に責任を持つ廻船年寄、羽津は大
坂の河川を監督する川奉行としての立場をそれぞれ持っているものの、両
者とも大島に一報する際には「内意」を強調することを忘れない（史料
6）^③・（史料7）^④。ここでは表向きと並んで内々の関係が重要な意味
を持つている。

〔局面四 七月二三日：吉貴の大坂発〕

まさしくこの七月一八日に吉貴は京都に着き、二〇日には川船で伏見を
発した。大坂を発つたのは七月二三日のことで、意外なことに播磨路を通
行し、室津のやや先の奈波津（相生）まで行っている。船を使っていない
以上、少なくとも当の吉貴は「船除」を受けなかったものと考えざるをえ
ない。このことの意味はあらためて問うとして、まずは再開一件の続きを
見よう。

〔局面五 九月一三日：国許へ報告〕

吉貴が鹿兒島に帰った後、留守居の大島はこの間の「船除」再開一件に
ついて国許に報告すべく、九月一三日付で書状を送っている。それが既に
掲げた〔史料5〕であった。これによると大島は関係史料を添付しながら、

「御船手与力衆」に頼んだはずが町奉行から結論が出た点について、町奉行と船手が相談した結果であろうかと推測している(②)。もともと詳しくは朝鮮信使の御用⁽³⁴⁾が終わって「役人中」が一段落した頃に追加調査の上、報じるとしている(③)。

〔局面六 一月三日：聞き込み調査後に国許へ再報告〕

その後、留守居は「船除」が町奉行から仰せ付けられた事情などについて、あらためて調査した結果を国許に報じている。

〔史料8〕(便宜上、一つ書きの上に①～⑩を付した)

当七月 御通路之節御当地川筋船除之儀、町御奉行より廻船年寄中江向後 御通船之節船除可仕由被仰渡候趣、委細御着之節將監殿へ申上置候、其節被仰渡候者、此儀永々之儀候へハ、急度御奉行方へ御礼茂被仰進答之儀候間、町御奉行より被仰渡候訳 御立跡ニ承合御国元江可申上由被仰渡置候付、此節承合候趣左ニ申上候、

①一、御船奉行与力若林新五兵衛江承合候処、被申聞候者、(島津吉貴) 太守様御

着前以御由緒書(史料3) 相添願書(史料2) 差出候二付、内々

之儀者新五兵衛より石川四郎左衛門江具申達置候処、八木勘十郎代

より様子有之、諸大名様江差出候船除被差止候①、然者四郎左衛

門(頼股) 新規ニ船除差出候儀難致、御願之儀者尤ニ被存候付、御城代

土岐伊予守様江被得御差図候処、被聞召置候由ニ而何様共御差図無

之、太守様御着無間茂罷成候付、及両三度被申上候処、(城代から)

町御奉行北條安房守様へ薩摩守殿大坂川口通船之節諸廻船込合差支

儀茂有之由候間、向後船除可申付由被仰渡候② 通、密々ニ四郎

左衛門方ニ而承候由被申聞候、

①一、新五兵衛より被申聞候者、祇今御船奉行の船除ニ船被差出候者

(高松松平・綱豊) 松平讃岐守様御一人ニ差出被申候、外二者御老人様茂無之候③、

船除之儀者御船手与力出申儀ニ而無之、御船奉行家来衆出申事ニ

而候、八木勘十郎代前方諸大名江差出候節も家来計を出為申由被申

聞候④、

②一、町御奉行与力羽津元右衛門江右船除之儀ニ付承合候処、何様之

訳ニ而此節町御奉行の船除被申渡候訳之儀者不存候、外之御大名様

ニハ御老人も無之、御城代の御下知ニ而可有之与存候、御船手の

出候者内証之儀、町奉行の船除被申付候儀者表立而之儀ニ而有之

候、川筋并諸廻船之儀者町奉行支配之事候へハ、御城代の町奉行

江為被仰渡ニ而可有之与存候、急度 御城代御差図之儀者、町奉行

所役々之帳面ニ茂伊予守様御差図与帳面ニも相留ル事ニ候得共、右

一卷之儀者伊予守様御差図とハ帳面ニ茂不相見得候、公用ニ而無之

付、町奉行差図之様ニ為被申渡ニ而可有之与存候由承候、依之元右

衛門申談町御奉行所川方役所御帳之書留写申候而別紙(史料4)

差上申候、

但、別紙差上申候写之儀者隠密ニ而写取申候、

①一、右付而町御奉行御両人江御礼被仰進度存候、北條安房守様江者

(島津伸休) 帯刀殿の御直御挨拶茂被成置候得共、從 太守様御礼茂御座有度奉

存候、於其儀者紗綾・縮緬之間十卷宛ニ而茂可有之哉、年頭又者御

通路ニ御付届之節者、金馬代被進儀御座候、右之御見合ニ而品物被

進ニ而可有之欵与奉存候、

②一、町御奉行江被進候ハ、御船奉行石川四郎左衛門様江茂御同前

被進度奉存候、御船手の船除無之候得共、船除之儀ニ付留守居の御願申上御世話被成候趣之御礼ニ被成度奉存候、

⑥一、土岐伊予守様江者被仰進及間敷与存候、此段者羽津元右衛門へ申談候処、伊予守様御指図与無之候間、御付届ニ及間舖与申談候、

⑦一、若林新五兵衛右一卷付而、最前の無扱頼懸、今度帰国之節船除御出シ不被成候へハ、重而御願茂難申立、(宝永七)去年琉球人召列候節御出

而内々ニ而ハ四郎左衛門様へ随分御取持為被申事候、今以何そ私より音物茂不仕候而罷在候間、銀三枚茂被下度奉存候、

⑧一、町奉行与力之内川奉行四人有之候、右之衆江茂銀壹枚之間茂相応可被下哉、以後共相掛儀候、外様類茂無之儀候間、被仰付度奉存候、

右者御立跡ニ而承合御礼之儀茂存寄候趣可申上由、将監殿の被仰渡置候、委細之儀者先達而茂段々申上置候付而如斯御座候、宜御披露奉願候、以上、

十一月三日 大島孫右衛門(忠宣)

御当番 御用人衆中

当史料に見るように、留守居の大島に対しこの間の事情を語ってくれたのが、船手与力の若林新五兵衛(⑥⑦)と町奉行与力の羽津元右衛門(⑧)であった。その中身は次章で見るとして、留守居の大島が「船除」一件の関連情報与力から聞き込むとともに、町奉行・船手与力などに付届けをする許可を求めている点(①~⑧)を確認しておきたい。

〔局面七 二月二十五日：付届け〕

その後、二月二十五日には留守居の大島から各方面に付届けがなされる。
〔史料9〕

御通路之節御当地川口船除之儀、町御奉行の廻船年寄江被仰付候趣具申上候処、御奉行方へ屹与御礼可有之候間、承合委細可申上之由、御通路之節被仰渡候故、承合候趣十一月三日書付を以申上候処、私考之通可有之候間、何分二茂成合候様可仕之由、去六日将監殿の之尊札拜見仕、左二申上候御進物調方申渡、去ル廿五日御使者相勤申候、町御奉行所家老用人之儀、最前不奉得御差図候得共、羽津元右衛門江

内々申談候処、右船除之儀者脇御大名様江類茂無之、永々之御格式二茂相成筈候得ハ、常二御通路之節拜領物被仰付候役々之面々江者被仰付度候、何れ茂役々之衆茂手広存罷在候方可然儀候由、元右衛門存寄

之旨承候付、私二茂尤存候付而、町御奉行家老用人且又川奉行江相附候同心八人江茂御付届有之候(①)、委細左之通御座候、

一、紗綾十卷宛 白木受台

一、干鯛壹箱宛 白木

御目録添、爰元ニ而調申候、

町御奉行

右同

(氏英・西町奉行)
北條安房守様
(二慶・東町奉行)
桑山甲斐守様

右江從 (島津吉敷) 太守様御口上、弥御堅固御勤仕可被成珍重存候、然者御当地川口通船之節船除之儀、廻船年寄中へ被仰付候由、当夏致帰国候御承候得共、急ニ罷立其段不得御意候、商船入込ニ而旁念遣候処、致安堵候、右之為御礼使者を以申達候品迄、目録之通致進覽之候由、甲斐守様御直ニ御返詞御相応、安房守様取次を以御返詞御相応、

一、紗綾十卷 請台白木

一、干鯛一箱 白木

御目錄添、爰元二而調申候、

御船奉行 石川四郎左衛門様
(政常)

右江従 太守様御口上、弥御堅固御勤仕可被成与珍重存候、当夏致
帰国候御当地川口船除之儀、家来之者ゝ願上候儀共申上候由致承
知候得共、急罷立候付、其節不得御意候、右之御礼以使者申達候品
迄、目錄之通致進覽之候、御留守故取次江申達渡置候、

一、銀式枚宛

町奉行与力之内 川奉行四人

右同御壱人ニ式人ツ、家老 四人

右同 用人 四人

一、沓部金沓切宛

川奉行下役 同心 八人

右之通差越申候、川奉行并役々之衆へハ私より手紙相付、薩摩守
(島津吉豊)
御当地川口通船之節船除之儀、以後共廻船年寄中江被仰付候由承達
之旨、此節国元より申越候故、得御意候趣ニ相調銘々差越申候、
一、銀三枚

下船奉行 若林新五兵衛 ②

右江者船除之儀付、内々御取持被下候段委細被承達、此節国元より
被申越候付而得御意候通、手紙相添差越申候、
右之通御披露奉頼候、以上、

十二月廿九日 大島孫右衛門
(忠宣)

御当番 御用人衆中

右之次第二而 御上下之節大坂川口船除前々之通相濟候、後代迄之御
格式候間、御記録方江此帳写相渡、江戸御家老座江茂写遣置之也、

正徳二年辰三月

島津帯刀 ③
(仲休)

当史料に見るように、一二月段階の予定通り、今後の「船除」を所管す
る町奉行系列と、かつての「船除」を担いこの度の願いの窓口となった
船手系列双方に付届けがなされたのである。その届け先は羽津からあらた
めて「手広」という助言を受け、一二月の計画時よりも広げている①。
すなわち町奉行系列においては両町奉行（北条・桑山）と川奉行に加え、
町奉行の家老や用人、そして川奉行付の同心も対象とされている。進物を
届ける際、大島は吉貴の口上を文面作成の上、伝達する役割を果たしてい
る。

以上が正徳元年の「船除」再開一件の経緯である。

第二節、「船除」の四類型

つづいて本節では、正徳元年の「船除」再開一件を通じて見えた「船除」
の実態に迫りたい。

「船除」の実態については従来ほとんど知られていない中、既掲のものを
含めていくつかの史料を統合して考えると、少なくとも四つの類型があっ
たことが判明する。それぞれの類型を、「船除」の便宜を受ける対象者、
「船除」の対象区域、「船除」の担い手、正徳元年時での実施の有無、の点
からそれぞれ整理したのが【表3】である。

第一の類型は島津氏を含む諸大名への「船除」である。船手与力の若林
によれば、現船手の石川の前任者である八木勘十郎の代（在任 宝永三年

【表3】「船除」の4類型

類型	対象者	対象区域	担い手	正徳元年時の有無
1	諸大名 (含島津氏)	大坂川筋 (木津川口~各大名邸カ)	船手の家来	高松松平氏のみ有
2	琉球人	木津川口~島津邸	船手の与力	(江戸上り時には) 有
3	—	川筋カ	船手の与力・同心	不明
4	島津氏	木津川口	(町奉行→) 廻船年寄	新たに認可

〔正徳元年二月二十七日⁽³⁵⁾〕に、「諸大名様江差出候船除」は差し止められたという(史料8)①。ここから八木の代までは島津氏を含む西国諸大名に対して、船手が「船除」を行っていたことが判明する⁽³⁶⁾。本類型の「船除」の対象区域は(史料2)を見る限り「(大坂)川筋」である。おそらく木津川口から各大名邸までの間を、船手の船が先導して民間船を除ける形の「船除」であろう。その担い手は船手の与力や同心ではなく、船手個人の「家来」(史料8)④⁽³⁷⁾であった。

第二の類型は琉球使節への「船除」である。宝永七年に琉球使節が江戸に上る途中、大坂に入船した際にも「船除」が行われている。この点を島津氏側の史料から確認しておこう⁽³⁸⁾。

〔史料10〕

(前略)

一、川口より薩摩守蔵屋敷迄之間、先例之通川内之船共前以あらけ被置、御船手与力小船乗、先達而往還之船不入交様下知有之候、

(後略)

これによれば、(木津)川口から島津邸までを対象に、前もって「あらけ(＝除)」を行ったという。「先例之通」とあることから、琉球使節への「船除」は一七世紀段階

からなされていたもので、場合によっては慶長一五年の尚寧王の駿府・江戸の上り時にまで遡るかもしれない。この時の担い手は船手の家来でなく、与力であった。このことは本類型の「船除」が船手の正式な職務であることを意味する⁽³⁹⁾。

第三の類型は大名(第一類型)や琉球使節(第二類型)といった特定の対象を持たず、定期に行われる「船除」である。貞享二年に、船手を辞する須田与左衛門がこれまでの職務内容を城代以下に言上した史料の中に、次のような記述がある⁽⁴⁰⁾。

〔史料11〕

(前略)

一、船道あらけ又者川筋仕置等二者、同心之小頭二平同心差添、一月二二両度充出シ申候由御座候、

(中略)

一、船道あらけ其外川筋仕置等二者、役人之与力二同心差添、一月二三度充相定候而廻申候、少茂油断仕候得者、船共事之外込合、往來難儀仕候二付、右之通二仕候、

(後略)

すなわち船手の職務として月に一度ないし三度、「川筋」で「船道あらけ(＝除)」を行っていたのである。この時の担い手がそれぞれ船手の同心・与力であったことからすると、第二の類型と同様、船手の正式な職務として捉えることができよう⁽⁴¹⁾。

以上のように類型化した上で、島津氏による再開願の位置を確認してお

こう。島津氏は第一類型の「船除」の再開を目指し、船手に願い出たのである。その結論は町奉行から廻船年寄を介する形で「船除」再開であった。そしてその対象区域はかつての「船除」が「(大坂)川筋」と広範に想定できるのは異なり、木津川口を対象としている(史料4)。それも先払いの船を出すというかつての対症療法でなく、そもそも懸船を規制する(史料4) というものであった。ここに他に例を見ない第四類型の「船除」、すなわち町奉行が島津氏のみを対象に、廻船年寄に命じて木津川口で廻船を一時規制させる「船除」が出現したのである。

第三節、正徳元年に願い出たことの意味

すでに見たように、宝永元年を境に島津氏はしばしば室津・大坂間を陸上通行する。そのような中で、なぜあえて船路を前提とするはずの「船除」の願い出が、それもすでに陸上通行が一〇年近くつづいた正徳元年になされたのであろうか。ここでは当該期は島津氏が家の由緒を喧伝し、家格上昇運動に勤しんでいた時期に当たるといふ林の指摘⁴³⁾を念頭に、その意味を見極めたい。

正徳元(宝永八)年の帰国は吉貴にとつてみれば、前年の琉球使節を引率したその帰路に当たる⁴³⁾。実はこの時、徳川家宣の襲職に対する「慶賀使」を派遣するに当たって、島津氏は一旦老中に派遣を無用とされ、間部詮房に工作をすることで、やっと従来通りの派遣を認められるという経緯があった。紙屋敦之によると、島津氏は工作の際、琉球使節が將軍にもたらず効果を説くとともに、家久・光久以来、徐々に島津氏の官位が低下しており、そのことが琉球支配を困難にしているという論理をまことしやかに展開している。

このような背景を踏まえるならば、正徳元年当時の島津氏には既得権益を失うことに対する危機感と、家格を家久・光久の時まで並みに回復せよとする上昇志向があったものと理解できる。「船除」は既得権益であったはずが近年は失いかけている最たるものであり、このことは先祖来の家格の低下に繋がりがかねず、看過できない。このような危機感と上昇志向が大坂において発露したのが「船除」再開願に他ならないのである。

直近で第一類型の「船除」を受けた事実はないが、第二類型の「船除」はまさしく前年の江戸上りの際に享受していた。これを利用しない手はなく、この点について大島は「史料8」⁴⁴⁾で「今度帰国之節船除御出シ不被成候へハ、重而御願茂難申立、去年琉球人召列候節御出シ為被成儀候へハ、右之引次候間新敷儀ニ而茂無之」と率直に語っている。大島によれば、正徳元年の機会を逃したら重ねて願い出にくく、とりわけ前年に琉球人に対して第二類型の「船除」がなされており、その継続性からいって正徳元年での願い出に勝算があったという。このように、琉球使節はその引率時に島津氏の威光を高める効果を発揮しただけでなく、それ以外の局面において島津氏の利益を増進する梃子の役割を果たすことがあったのである。

以上、本節で検討したことを踏まえるならば、「船除」再開願は単に船が混み合うから便宜を図ってほしいというような実際上の問題にとどまらず、島津氏においては家格の問題と不可分のものとして捉えられていたといえる。ここに播磨路の陸上通行が常態化している中、勝算があった正徳元年にあえて「船除」再開を願い出たことの意味があったのである。

第三章、与力が語る「船除」再開の経緯・意義

前章で見たような形で、正徳元年に「船除」は新たに再開されることが決定された。このような決定がなされること自体、その他の西国大名にそもそも再開を願った形跡がないことを踏まえると、異例といえる。まして船手に願ったにもかかわらず、町奉行所系列から結論が出されるといふ経緯は注意を引く。本章では「船除」再開の舞台裏を知る二人の与力を通じて、町奉行が命じる形式で「船除」が決定された経緯、およびそのような「船除」が持つ意義を見極めたい。

第一節、若林新五兵衛と羽津元右衛門

まずは二人の与力について確認しておこう。

若林は船手の与力で、「史料9」②によれば正徳元年当時、下船奉行を務めている。「上船奉行」と対の役であろうか、大坂を出る下り船を担当していたものと想定しておきたい。一方、羽津は東町奉行の与力で宝永七年以降、定員四の川奉行を務めている⁽⁴⁴⁾。

残念ながら、正徳元年の一件以前に若林と羽津が島津氏とどのような関係にあったかは定かでないが、琉球使節の江戸上りに際して、彼らが関連の公務を担う中で島津氏と接触する機会を持ったことは想定できる⁽⁴⁵⁾。とりわけ正徳元年段階において若林・羽津はそれぞれ下船奉行・川奉行を務めており、この度の「船除」に関係深い立場にあった。したがって留守居の大島にとって両人は「船除」に関わる確度の高い情報を得るために頼るべき存在で、事実彼らはことのほか重要な情報をもたらしてくれている。

第二節、与力が説く「船除」再開の経緯

船手に願ったはずが町奉行系列から結論が出された点について、九月段階で留守居の大島は船手・町奉行の相談の結果かと推測しながら（史料5）②、その後あらためて経緯の聞き込み調査に入っている（史料8）。そのときに頼ったのが双方の与力の若林と羽津であった。

まずは「史料8」に基づき、船手与力の若林の見解を見よう（A）^(B)。若林はすでに見たように、先代の船手八木の時に諸大名への「船除」が差し止められたことなどを語りながら①、この度の島津氏の願い出の処理過程を内々に教えてくれた。すなわち船手の石川からは実に三度にわたって城代（土岐頼殷）に指示を仰いでおり、町奉行に話が回されたのは城代の意向であるという②。

この点は羽津の推測（C）も同じで、川方役所の帳面に城代の関与は明記されていないが、「川筋并諸廻船之儀者町奉行支配」であることを踏まえた城代が「公用」でない本件を町奉行に下ろした可能性を指摘している。大島は羽津に頼んでその帳面を「隠密」に写させてもらっており、実はこれぞ「史料4」が島津氏側に伝わった所以なのである。

両与力の証言を統合して考える限り、今回の「船除」再開決定の背後には城代がいたといえる。吉田によれば、そもそもおおまかにいって船手は船に関する部分を、町奉行は川に関する部分をそれぞれ分掌するものであった⁽⁴⁶⁾。むしろ現実には船と川は分かちがたく、「船除」はまさしく船と川が交差する問題である。そこで城代が自らの判断で分掌を整理し、船手から町奉行へと所管を移したのが本件であったといえよう。ただし城代が関与した事実が島津氏に対して公に示されることはなく、これは「公用」でない本懸案（史料5）①・「史料8」Cを城代が公に処理するのを憚

ったためであろう⁽⁴⁷⁾。

以上が与力が説く「船除」再開の経緯であり、その【処理過程】は以下のようにまとめることができる。

第三節、羽津が説く「船除」の意義

加えて注目したいのは、羽津こそが自らの職務内容に根差した「船除」関連情報を漏らし、時には自身の解釈も加えながら、島津氏側に第四類型の「船除」の価値を説いた点である。すなわちかつての第一類型の「船除」は船手が「内証」に行っていたものにすぎない。これに対し、第四類型の「船除」はそもそも島津氏だけに認められたいわば特権で、町奉行が支配下の廻船年寄に正式に申しつける以上は「表立たる儀」で、島津氏の「自今之御格式」に繋がるという理屈である（史料7）⁽⁴⁸⁾、関連して（史料8）⁽⁴⁹⁾。羽津はこの度の「船除」が「公用」でないと明言する一方で（史料8）⁽⁵⁰⁾、その「船除」が「表立たる儀」である点を強調する。

以上のような観点は大名側が独りでに持てるものではなく、役人間の分掌関係も含め、大坂における行政の在り方に精通した与力ならではの理屈立てである。立場上、町奉行がこのような視点を示してくれることも想定しにくく、そもそも町奉行の見解が羽津と同様であったか自体、定かでない。島津氏は羽津のような与力から、内々にこのような視点を獲得すること、はじめて第一類型の「船除」の限界を知るとともに、第四類型の「船除」の意義を内面化することができたのである。事実、留守居の大島から

【処理過程】

留守居 → 船手 → 城代 ↓
↑ 船問屋 ← 廻船年寄 ← 町奉行(川奉行)

※留守居に対しては、川奉行・廻船年寄からも一報がもたらされている（第2章第1節参照）。

報告を受け、家老はこの度の「船除」が（島津氏だけが持つ）「後代迄之御格式」であるので記録を江戸家老座に残すよう命じるなど、その気になっている（史料9）⁽⁵¹⁾。羽津は島津氏が聞きたいことをまさしく聞かせてくれる存在といえ、島津氏の特権意識を外から補強する役割を果たしていたのである。

このように、与力には内々に立ち回り、時には町奉行の決定の意味を自らの解釈も織り交ぜながら示し、大名に取り入る動きを見せるものもいた。与力がこのような行動をとる意味は明示されないが、大々名島津氏と結びつくことで、例えば付届けに与ることができたり、矜持につながったりした側面は指摘できよう。

他方、大名側にとっては「船除」再開のような願い出をする場合、このように願い出る側の立場を斟酌して行動してくれる与力を持つことができるか否かが、願い出の成否を左右しえた。さらに与力は願いが聞き届けられた場合、その意義を外から示してくれるという重要な意味を持っていたのである。

おわりに

以上、三章にわたって島津氏への「船除」の問題を見てきた。残念ながら「船除」の最初期、すなわち家康・秀忠段階の実態は明らかでない。一方、一七世紀中葉以降の「船除」は船手の（与力・同心でなく）家来が担っていることなどからして、（正式な職務でなく）船手が諸大名に内々に便宜を図った慣習と化していたといえる⁽⁵²⁾。これが一八世紀初頭には西国大名がそもそも大坂に船で出入りしなくなる中で、船手の八木の代（宝永三

年（正徳元年）に島津氏らへの「船除」はほぼなくなった。その後、直近の琉球使節の際の実績を梃子にすることができた島津氏のみが、正徳元年に船手に再開を願い出る。結果、「船除」は島津氏のみを対象に、町奉行支配下の廻船問屋が担う新形式のもと、復活するかに見えた。以上が「船除」再開一件の顛末である。本件を通じて見えた重要な点は二つある。

第一に、島津氏が「船除」を願い出た際の力点に関わって。意外なことに、新形式の「船除」は正徳元年以降、定着しなかった蓋然性が高い。というのも正徳以降の島津氏の参勤経路を見ると、相変わらず播磨路を通航することが多い。正徳元年の「船除」再開願の直後でさえ、吉貴は陸路をとっていたのである。吉貴や家老らにしてみれば、与力の羽津を通じて「船除」が「後代迄之御格式」である点、より根本に自家がそのような「格式」を保持する家である点を確認できたことこそが収穫であったのであろう。

とはいえ自ら願い出た許可されたものの、直接その利益を享受しないこのような態度は、見ようによっては船手・町奉行双方に対して礼を失している。島津氏はなぜ、かつての家康・秀忠の「厚意」をも無にしかねない態度に出たのであろうか。背景として、格式を最重要視し「船除」再開一件を推進した勢力と、安全・経済面を重んじ参勤経路立案の実務を担った勢力の意識差は想定できよう。島津氏の幕府に対する畏敬の度合が時期・階層によって異なる可能性も視野に入れながら、今後さらに検討すべき問題である。

第二に、参勤由緒の扱いに関わって。再開を願い出る際、島津氏が持ち出したのは参勤由緒であった。すなわち「天下泰平」の維持に役立つ参勤交代が制度化するきっかけこそが家久の妻子江戸詰めであり、したがって島津氏は大坂で「船除」ぐらいは受けて当然といわんばかりの主張である。

これに対して城代や町奉行がその由緒を勘案した形跡はなく、今回の願い出を処理するに当たったの関心は、あくまで大坂における河川管理、すなわち数の多い島津船と民間船の通航の折り合いをつけることにある。城代らはこの度の願い出の可否を江戸に伺うことなく⁽⁴⁹⁾、上方役人の職掌の範囲内へと問題を落とし込み、処理しているのである。そこに参勤の意味を捉え返す視角はない。この点は島津氏の格別性を説く与力羽津ですら同様で、「天下泰平」の維持装置＝参勤交代という理屈立はこの場合、大名側の修辞でしかない。

以上の点を確認した上で、次のように結論しておきたい。島津氏のみが「船除」の再開を願い出た、認められた。大坂での島津氏に対する「船除」のように、大名側の個別の思惑も絡んだ参勤交代制は、各地における様々な事情や、時には幕府役人個々の判断による例外を内包しながら、全体として統一基準のもとに存立し、集権の役割を果たしていたのである。もともと、参勤交代制は一八世紀中期以降には弛緩する⁽⁵⁰⁾という指摘もあり、「天下泰平」の維持装置＝参勤交代という発想が大名側から出てくることの意味も含め、一八世紀初頭の参勤交代制が持つ意味についてはなお考察していく余地がある。

幕府側史料が大きく制約される一七～一八世紀の大坂を考える上で、大名側史料の活用は大きな可能性を秘めている。主に島津氏側の史料を用いた本稿では、正徳という早い時期であるにもかかわらず、例えば若林や羽津といった与力衆がいかに立ち回り、島津氏側とどのようなやりとりをしたかなどを具体例をもって示すことができた。そこには島津氏側の意向を斟酌しながら、時には独自の解釈も加え、自らの職務情報に根差した情報を内々かつ雄弁に語る与力の姿があった。大名側史料のさらなる活用を期

して本稿を閉じることにする。

注

- (1) 近年、幕政と藩政をつなぐなど、参勤交代制が幕府・大名双方にとって意味を持った点などが指摘されている（藤本仁文「参勤交代制の変質」、『洛北史学』一四、二〇一二年）。
- (2) 南方長「萩藩参勤交代の行程―瀬戸内海通行から中国路通行への移行―」（『山口県文書館研究紀要』二九、二〇〇二年）。丸山雍成『参勤交代』（吉川弘文館、二〇〇七年、一六五―一六七頁）。
- (3) 丸山前掲『参勤交代』（一六七頁）。
- (4) 南方前掲「萩藩参勤交代の行程」。
- (5) 播磨灘の通航が危険であったことは広く認識されており、毛利氏には播磨灘を無事通航できた際、水主らに酒を振る舞う習慣があったという（南方前掲「萩藩参勤交代の行程」）。
- (6) 例えば宝永四（一七〇七）・五年に安治川口・木津川口に相次いで遠見番所が建てられており（『川方地方御用覚書』、『大阪市史料第六十六輯』、一七―一八頁）、西廻り航路の整備などとあわせて当該期に大坂への船の出入りが増していたことを思わせる。
- (7) 『日葡辞書』などによれば、「あらく」には「道や場所をあげる」意味がある。漢字は「散／粗」を当てることが多いが、本稿で引用する史料のように「除」を当てる場合もある。
- (8) 林匡「島津家由緒」と薩摩藩記録所―寛永から正徳期を中心に―（『黎明館調査研究報告』二五、二〇一三年）。関連して、同「島津吉貴の時代」（『黎明館調査研究報告』二二、二〇〇八年）。
- (9) 吉田は船手の職務として、①大坂にある公船の管理・修復、②公船を出す、

③船の調達、④琉球使節参府関係の御用、⑤番所における通船改め、⑥塩飽島・小豆島の支配、⑦船公事の裁許、を挙げている（吉田洋子「大坂船手の職務と組織」、『大阪の歴史』七三、二〇〇九年）。

- (10) 山本博文『参勤交代』（講談社、一九九八年、三五―三九頁）。
- (11) 丸山前掲『参勤交代』（六〇―六一頁）。
- (12) 丸山前掲『参勤交代』（三一―三二頁）。
- (13) 『鹿児島県史料 旧記雑録後編四』一八四九号。以下、『後編』四―一八四九のように略す。
- (14) 山本前掲『参勤交代』（四〇―四二頁）。
- (15) 例えば淀川通航時に諸大名から川御座船が、広域役として綱引き人足がそれぞれ供出されている（飯沼雅行「幕府広域役の命令と情報の伝達―琉球使節通航時の綱引役の場合―」、『ヒストリア』二二七、二〇〇九年）。
- (16) 林前掲「島津家由緒」と薩摩藩記録所」。
- (17) 萩毛利氏の場合、幕初来、三田尻―大坂間を瀬戸内海通航していたものの、元禄一二（一六九九）―一四年の三年連続の悪天候を受け、室津―大坂（兵庫）間の山陽道通行に切り替えたという。元禄一五年以降、陸上通行は坂越―大坂、三田尻―大坂と順次延長されている（以上、南方前掲「萩藩参勤交代の行程」）。
- (18) 『鹿児島県史料 旧記雑録』追録』二一―一八八二。
- (19) このような主張の真偽については、当該期に毛利氏もまた参勤に難儀している（注（17））ことを思えば、おおむね真に受けることができる。
- (20) 光久は寛文五（一六六五）年の参勤について、国許を三月中に発足しさえすればよい（天候不順による遅参は構わない）旨、老中の言質を取ること成功している（『追録』一―一〇八〇）。
- (21) 『追録』二―一九〇五。
- (22) 丸山前掲『参勤交代』（二四一―二四四頁）。

- (23) 南方前掲「萩藩参勤交代の行程」など。なお、元禄・享保期は「小氷期」に当たるとの指摘もあり（前島郁雄「歴史時代の気候復元―特に小氷期の気候について―」、『地学雑誌』九三・七、一九八四年）、西北風が強まったことなどの背景に寒冷化が想定できるかもしれない。
- (24) 注(6)参照。なお、島津氏が室津・大坂間を陸上通行に切り替えた宝永元年には、大和川の付け替え工事が始まった（村田路人「宝永元年大和川付替手伝普請について」、『待兼山論叢』史学篇二〇、一九八六年）。そのため工事関係の船も出入りし、一層混雑していた可能性がある。
- (25) 「史料2」③・「史料4」参照。なお、丸山は島津氏の参勤船団は五〇艘に及ぶとしている（丸山前掲『参勤交代』、一六九頁）。
- (26) 林前掲「島津家由緒」と薩摩藩記録所。
- (27) 家康が家久らを召したのは元和二（一六一六）年四月八日のこととされる（『追録』二一六七七）。一次史料に基づいた検討は今後の課題としたい。
- (28) 第一章第一節・注(13)参照。
- (29) 「史料3」⑥にあるように、このような参勤由緒は元禄一三年に老中に伝達済であった（林前掲「島津家由緒」と薩摩藩記録所）。
- (30) 西町奉行北条氏英の用人である（島津家文書「琉球人帰国ニ付浦触」、東京大学史料編纂所蔵）。
- (31) 「史料5」によると正徳元年当時、廻船年寄は六人いる。一七世紀末〜一八世紀前半と思われる「西七月廿一日」時点で、廻船年寄は「大坂廻船」と「伝法廻船」を合わせた「四百六拾四艘」の船を管理していた（『海部屋記録』、『大阪市史料第三十四輯』、七四頁）。
- (32) 屋久健二「薩摩問屋」（森下徹編『身分的周縁と近世社会 七 武士の周縁に生きたる』、吉川弘文館、二〇〇七年）によれば、成尾屋は薩摩問屋（定問屋）である。成尾屋のような問屋は廻船といった個別の問屋にも出入りしていた模様である。
- (33) 羽津は宝永七年から川奉行を勤めている（注(6)前掲「川方地方御用覚書」、九八頁）。
- (34) 「史料7」⑤によれば、七月段階で信使は対馬に居り、大坂入津は八月一日の予定であるという。
- (35) 「大坂船手一覽」（『新修大阪市史』史料編六、卷末一三頁）。
- (36) 八木が自らの判断でこのような「船除」を廃止したのか、それとも江戸や城代から行政指導を受けて廃止したのかは厳密に確定できない。とはいえ八木が船手に就く以前に、毛利氏・島津氏はすでに大坂・室津間を陸上通行していたことからすると（毛利氏については注(17)、島津氏については第一章第四節参照）、諸大名がそもそも大坂に船で出入りしなくなり「船除」の必要がなくなることで、実質、廃止に至った蓋然性が高い。なお、若林が「史料8」③で語ったところによれば、正徳元年段階においても高松の松平綱豊（水戸連枝、当時の参勤経路は不詳）に対してのみ、船手から「船除」を行っているという。
- (37) ここでの「家来」は、吉田が言うところの「上乘」を指すかもしれない（吉田前掲「大坂船手の職務と組織」）。
- (38) 『追録』二一三〇一九。
- (39) これこそ吉田が言うところの「琉球使節参府関係の御用」に他ならない（注(9)参照）。
- (40) 「土屋家文書」（『新修大阪市史』史料編六、二二四〜二二五頁）。
- (41) 第三類型の「船除」が貞享以降も行われたかは定かでない。
- (42) 林前掲「島津家由緒」と薩摩藩記録所・同「島津吉貴の時代」。
- (43) 以下、宝永七年の琉球使節については、紙屋敦之「幕藩体制下における琉球の位置―幕・薩・琉三者の権力関係―」（同『幕藩制国家の琉球支配』、校倉書房、一九九〇年、初出一九七八年）参照。なお宝永七年に江戸に上った琉球使節は吉貴に先だつて暇を下され、すでに宝永八年二月一六日に

- は鹿見島に至っている(『追録』二一三〇一八)。
- (44) 注(33) 参照。
- (45) 注(38) 前掲史料によると、宝永七年の琉球使節の大坂滞在に際して船手・町奉行の与力は様々な差配をしている。
- (46) 吉田前掲「大坂船手の職務と組織」。
- (47) この点は羽津を通して島津氏側も理解しており、城代への「船除」の御札の付届はあえて控えていた(史料8)⑤。
- (48) 与力の羽津は「御内証」(史料7)③と看破している。
- (49) この点は島津氏が願い出たのが七月一二日で、五日後の一七日には結論が出ていることから明らかである(表2)。
- (50) 藤本前掲「参勤交代制の変質」。

【表1】 島津氏の参勤・帰国

西暦	和暦	当主	方向	経路	備考	出典
1639	寛永16	光久	江→鹿	4・29暇→5・7江戸発→大坂→〔船〕→細島→6・16帰城		『後編』6-24
1640	寛永17	光久	鹿→江	1(カ)・29鹿児島発→〔船〕→2・25鞆→2・28大坂着→2・29伏見着→3・10(カ)伏見発→3・23江戸着→3・24上使→3・28登城		『後編』6-112・114
1641	寛永18	光久	江→鹿	2・19暇→2・25江戸発→(大坂→)4・2帰城		『後編』6-183
1642	寛永19	光久	鹿→江	1・26鹿児島発→西洋→〔船〕→大坂→3・26江戸着→3・27上使→4・1登城		『後編』6-239・246
1643	寛永20	光久	江→鹿	5・11暇→5・15江戸発→大坂→〔船〕→6・17帰城		『後編』6-309
1644	寛永21	光久	鹿→江	4・18鹿児島発→西浦→〔船〕→5・19大坂着→6・12江戸着→6・13上使→6・25登城	琉球使節同道	『後編』6-400
1646	正保3	光久	江→鹿	4・18暇→4・26江戸発→〔木曾路〕→大坂→〔船〕→6・?薩西津→6・6帰城		『追録』1-69・79
1647	正保4	光久	鹿→江	1・28鹿児島発→細島→〔船〕→2・21津和地島→大坂→3・17江戸着		『追録』1-125・129
1648	正保5	光久	江→鹿	2・3暇→2・13江戸発→大坂→〔船〕→3・7細島→3・16帰城		『追録』1-200
1649	慶安2	光久	鹿→江	1・26鹿児島発→2・晦大坂着→3・20江戸着→3・25登城	琉球使節より先発	『追録』1-263・266
1650	慶安3	光久	江→鹿	4・29暇→5・22江戸発→大坂→〔船〕→赤間関→〔船〕→薩西津→6・晦帰城		『追録』1-314
1651	慶安4	光久	鹿→江	2・20鹿児島発→薩西岸→〔船〕→平戸→〔船〕→3・21大坂→4・5江戸着		『追録』1-368・372・374
1652	慶安5	光久	江→鹿	4・28暇→5・5江戸発→(大坂→)6・14鹿児島着		『追録』1-426
1653	承応2	光久	鹿→江	4・17鹿児島発→(大坂→)6・21江戸着→6・25登城	琉球使節より先発	『追録』1-471
1654	承応3	光久	江→鹿	4・12暇→5・10江戸発→(大坂→)6・28帰城		『追録』1-500
1655	承応4	光久	鹿→江	2・4鹿児島発→細島→〔船〕→大坂→3・28江戸着→4・4登城		『追録』1-550
1655	承応4 (綱久)	綱久	江→鹿	4・11暇→4・23江戸発→大坂→〔船〕→西海→5・27帰城	初暇	『追録』1-559
1656	明暦2 (綱久)	綱久	鹿→江	1・27鹿児島発→西海→〔船〕→(大坂→)3・17江戸着		『追録』1-612
1656	明暦2	光久	江→鹿	4・26暇→④・16江戸発→④・27伏見→大坂→〔船〕→細島→5・27佐土原→6・8帰城		『追録』1-626・631・635
1657	明暦3	光久	鹿→江	2・2鹿児島発→〔日州路〕→帰城→10・6鹿児島発→薩西岸→〔船〕→大坂→12・10江戸着→12・11上使→登城	明暦の大火のため変則	『追録』1-688・754
1658	明暦4	光久	江→鹿	6・1暇→6・19江戸発→大坂→〔船〕→赤間関→〔船〕→薩州岸→7・27帰城		『追録』1-789
1659	万治2	光久	鹿→江	2・4鹿児島発→薩西地→〔船〕→(大坂→)3・28江戸着→3・29上使		『追録』1-824
1659	万治2 (綱久)	綱久	江→鹿	4・18暇→4・29江戸発→(大坂→)6・15帰城		『追録』1-832
1660	万治3 (綱久)	綱久	鹿→江	1・28鹿児島発→(大坂→)3・18江戸着→登城		『追録』1-863
1660	万治3	光久	江→鹿	4・4暇→4・13江戸発→大坂→〔船〕→薩西岸→5・28帰城		『追録』1-868
1661	万治4	光久	鹿→江	3・3鹿児島発→細島→〔船〕→4・3弓削→〔船〕→大坂→4・25江戸着→上使		『追録』1-921・926
1661	寛文1 (綱久)	綱久	江→鹿	4・29暇→5・4江戸発→(大坂→)6・19鹿児島着		『追録』1-929

西暦	和暦	当主	方向	経路	備考	出典
1662	寛文2	(綱久)	鹿→江	2・4鹿兒島発→細島→〔船〕→(大坂→)3・28江戸着→登城		『追録』1-962
1662	寛文2	光久	江→鹿	4・18暇→5・25江戸発→〔陸〕→6・15大坂→〔船〕→7・19帰城		『追録』1-966・975
1663	寛文3	光久	鹿→江	3・2鹿兒島発→薩州西岸→〔船〕→4・3大坂→4・25江戸着→4・26上使→登城		『追録』1-1006・1009
1663	寛文3	(綱久)	江→鹿	6・7暇→7・29江戸発→(大坂→)9・9帰城		『追録』1-1026
1664	寛文4	光久	江→鹿	4・6暇→4・?江戸発→〔陸〕→大坂→〔船〕→薩州西岸→⑤・14帰城		『追録』1-1047
1664	寛文4	(綱久)	鹿→江	4・10鹿兒島発→西海→〔船〕→5・28江戸着→登城		『追録』1-1050
1665	寛文5	光久	鹿→江	3・29鹿兒島発→薩州西津→〔船〕→大坂→5・21江戸着→上使→5・27登城	1~2月は荒波のため3月下旬の発足が許される(『追録』1-1080)	『追録』1-1098・1106
1665	寛文5	(綱久)	江→鹿	6・9暇→6・25江戸発→8・10帰城		『追録』1-1108
1666	寛文6	(綱久)	鹿→江	4・4鹿兒島発→5・16江戸着→登城		『追録』1-1136
1666	寛文6	光久	江→鹿	4・6暇→4・18江戸発→大坂→〔船〕→赤間関→薩州津→6・10帰城		『追録』1-1137
1667	寛文7	光久	鹿→江	3・26鹿兒島発→4・7薩西津→〔船〕→4・27下関→〔船〕→5・12大坂着→5・26江戸着→5・27上使→6・3登城		『追録』1-1184 1190・1191
1667	寛文7	(綱久)	江→鹿	7・1暇→7・7江戸発→8・16帰城		『追録』1-1199
1668	寛文8	(綱久)	鹿→江	3・16鹿兒島発→5・3江戸着→5・15登城		『追録』1-1235
1668	寛文8	光久	江→鹿	4・5暇→4・18江戸発→〔陸〕→〔海〕→6・15帰城		『追録』1-1236
1669	寛文9	光久	鹿→江	3・22鹿兒島発→〔陸〕→4・21細島→〔船〕→5・1鞆→〔船〕→5・7大坂着→5・25江戸着→5・26上使→5・28登城		『追録』1-1284・1290
1669	寛文9	(綱久)	江→鹿	4・21暇→5・8江戸発→5・29大坂発→〔船〕→6・28船間島→7・1帰城		『追録』1-1286
1670	寛文10	(綱久)	鹿→江	3・22鹿兒島発→西海→〔船〕→赤間関→〔船〕→4・17大坂着→伏見→〔東海道〕→4・晦浜松→5・6江戸着→5・10登城	浜松にて光久に会	『追録』1-1313
1670	寛文10	光久	江→鹿	4・15暇→4・25江戸発→5・15大坂発→〔船〕→6・3脇本→6・11帰城		『追録』1-1315
1670	寛文10	(綱貴)	江→鹿	5・15暇→6・10江戸発→〔東海道〕→6・22伏見→6・晦大坂発→〔船〕→西海→7・20船間島→7・25帰城	初暇	『追録』1-1319
1671	寛文11	(綱貴)	鹿→江	2・26鹿兒島発→3・27細島→〔船〕→4・13大坂着→4・21伏見→〔東海道〕→5・4江戸着→5・10登城		『追録』1-1373
1671	寛文11	光久	鹿→江	5・28鹿兒島発→6・5京泊→〔船〕→6・26大坂着→7・10伏見→7・21江戸着→7・23上使→7・25登城	琉球使節同道	『追録』1-1380 1389・1391
1671	寛文11	(綱久)	江→鹿	5・14暇→6・3江戸発→6・15伏見→6・21大坂発→〔船〕→6・23絵島→〔船〕→7・22京泊→7・25帰城	絵島にて光久に会	『追録』1-1383・1384

西暦	和暦	当主	方向	経路	備考	出典
1672	寛文12	(綱久)	鹿→江	3・21鹿兒島発→4・8細島→〔船〕→4・19大坂着→5・1伏見着→5・3伏見発→5・16江戸着→5・18登城	伏見にて光久に会	『追録』1-1424
1672	寛文12	光久	江→鹿	4・12暇→4・18江戸発→〔美濃路〕→5・11大坂発→〔船〕→6・1獅子島→6・14帰城		『追録』1-1428
1672	寛文12	(綱貴)	江→鹿	5・28暇→6・18江戸発→〔東海道〕→⑥・1伏見→⑥・8大坂発→〔船〕→⑥・20獅子島→⑥・25船間島→⑥・晦帰城		『追録』1-1429
1673	寛文13	(綱貴)	鹿→江	3・6鹿兒島発→3・8京泊→〔船〕→3・晦大坂着→4・5伏見→4・16江戸着→4・28登城	2・19綱久江戸にて死去	『追録』1-1483
1673	寛文13	光久	鹿→江	4・16鹿兒島発→高岡→5・28細島→〔船〕→6・9大坂着→6・28江戸着→6・29上使→7・3登城		『追録』1-1498
1673	寛文13	(綱貴)	江→鹿	7・18暇→8・16江戸発→〔東海道〕→関→9・4伏見→9・16大坂発→〔船〕→10・14脇本→〔船〕→10・19船間島→10・22帰城		『追録』1-1506・1510
1674	延宝2	(綱貴)	鹿→江	4・6鹿兒島発→4・12京泊→〔船〕→4・28大坂着→5・3伏見着→5・7伏見発→〔東海道〕→5・21江戸着	伏見にて光久に会	『追録』1-1542
1674	延宝2	光久	江→鹿	4・8暇→4・18江戸発→5・2伏見→5・13大坂発→〔船〕→5・27松島瀬戸→〔船〕→6・2脇本→7・13帰城		『追録』1-1544・1547
1675	延宝3	光久	鹿→江	4・21鹿兒島発→京泊→〔船〕→5・18大坂着→5・26伏見→9・4江戸着→9・6上使	病のため伏見逗留	『追録』1-1600
1675	延宝3	(綱貴)	江→鹿	9・26暇→10・1江戸発→10・15伏見着→10・18伏見発→10・22大坂乗船→10・25大坂発→〔船〕→11・10細島→〔陸〕→11・21帰城		『追録』1-1634
1676	延宝4	光久	江→鹿	4・21暇→5・22江戸発→5・25塔沢着→6・2塔沢発→6・16伏見→7・2大坂発→〔船〕→7・25脇本→8・4帰城	伏見にて綱貴に会	『追録』1-1662
1676	延宝4	(綱貴)	鹿→江	5・25鹿兒島発→6・1細島着→6・2細島発→〔船〕→6・13大坂着→6・22伏見→〔木曾路〕→7・6江戸着→7・11登城		『追録』1-1665
1677	延宝5	光久	鹿→江	6・晦鹿兒島発→平島→〔船〕→8・2大坂着→〔美濃路〕→9・4江戸着→9・5上使		『追録』1-1732
1677	延宝5	(綱貴)	江→鹿	暇→10・12江戸発→10・23伏見→10・25大坂着→10・28大坂乗船→10・29大坂発→〔船〕→11・10細島→〔陸〕→11・16帰城		『追録』1-1736
1678	延宝6	光久	江→鹿	4・7暇→5・21江戸発→6・6伏見着→6・21大坂発→〔船〕→7・10平島→7・17帰城		『追録』1-1741
1678	延宝6	(綱貴)	鹿→江	5・21鹿兒島発→5・24久見崎→〔船〕→6・9大坂着→伏見→6・29江戸着→7・11登城	伏見にて光久に会	『追録』1-1743
1679	延宝7	光久	鹿→江	4・18鹿兒島発→5・6久見崎→〔船〕→6・21大坂着→7・26江戸着→7・27上使→8・3代参登城	光久病のため登城せず	『追録』1-1759
1679	延宝7	(綱貴)	江→鹿	8・6暇→8・13江戸発→8・23伏見→8・28大坂着→9・1大坂乗船→9・3大坂発→〔船〕→9・13平島→9・15帰城		『追録』1-1761
1680	延宝8	(綱貴)	鹿→江	4・14鹿兒島発→4・16京泊→〔船〕→4・27大坂着→5・2伏見着→5・5伏見発→5・16江戸着→5・17西丸登城	伏見にて光久に会	『追録』1-1771
1680	延宝8	光久	江→鹿	2・9暇→4・8江戸発→〔美濃路〕→4・25伏見着→5・10大坂発→〔船〕→5・25赤間関→〔船〕→6・18平島→6・27帰城	鹿兒島城下の失火により早い暇	『追録』1-1773

西暦	和暦	当主	方向	経路	備考	出典
1681	延宝9	光久	鹿→江	2・11鹿兒島発→2・19平島→〔船〕→3・15大坂着→〔美濃路〕→4・15江戸着→4・19上使→5・18登城		『追録』1-1801
1681	延宝9	(綱貴)	江→鹿	7・10暇→7・28江戸発→8・2伏見→8・4大坂着→8・6大坂発→〔船〕→8・15細島→〔陸〕→8・19帰城		『追録』1-1807
1681	天和1	(吉貴)	鹿→江	10・18鹿兒島発→10・25出水→〔陸〕→11・9大里着→11・10大里発→〔船〕→11・10下関着→11・12下関発→〔陸〕→12・6大坂着→12・12伏見着→12・18伏見発→〔東海道〕→翌1・1金谷→1・9江戸着	初参府	『追録』1-1820
1682	天和2	光久	江→鹿	4・19暇→5・3江戸発→5・19伏見→6・7大坂発→〔船〕→6・22平島→7・2帰城		『追録』1-1822
1682	天和2	(綱貴)	鹿→江	2・6鹿兒島発→(2・9王子鹿兒島発→)2・22平島→〔船〕→2・25脇本→〔船〕→3・16大坂着→3・19伏見着→3・22伏見発→4・6江戸着→4・9登城	琉球使節同道	『追録』1-1823
1683	天和3	光久	鹿→江	2・22鹿兒島発→3・7平島→〔船〕→4・5大坂着→4・23江戸着→4・25上使→4・26登城		『追録』1-1834
1683	天和3	(綱貴)	江→鹿	5・13暇→⑤・13江戸発→6・2伏見→6・5大坂着→6・7大坂乗船→〔船〕→6・19伊唐島→〔船〕→6・21阿久根→〔陸〕→6・22平島→6・27帰城		『追録』1-1838
1684	天和4	(綱貴)	鹿→江	2・5鹿兒島発→2・12細島着→2・18細島発→〔船〕→2・27大坂着→2・晦伏見着→3・3伏見発→3・21江戸着→3・26登城		『追録』1-1859
1684	貞享1	光久	江→鹿	4・28暇→5・12江戸発→〔美濃路〕→5・29伏見→6・11大坂発→〔船〕→6・23平島→6・29帰城		『追録』1-1864
1685	貞享2	光久	鹿→江	2・13鹿兒島発→京泊→〔船〕→3・17大坂着→4・1伏見発→〔美濃路〕→4・18江戸着→4・19上使→4・25登城		『追録』1-1893
1685	貞享2	(綱貴)	江→鹿	6・4暇→6・25江戸発→7・13伏見→大坂発→〔船〕→伊唐島→〔船〕→脇本→〔陸〕→出水→大口→金山→吉野村→桜島→9・6帰城		『追録』1-1919
1686	貞享3	(綱貴)	鹿→江	2・13鹿兒島発→2・13河田→2・14入来→2・15向田→〔船〕→3・6赤間関→〔陸〕→3・15大坂着→3・16大坂発→〔東海道〕→3・25江戸着→3・28登城	海濤不穩	『追録』1-1951
1686	貞享3	光久	江→鹿	4・12暇→4・25江戸発→大坂発→〔船〕→京泊→7・1帰城		『追録』1-1965
1687	貞享4	光久	鹿→江	2・10鹿兒島発→京泊→〔船〕→3・18大坂着→3・25伏見着→4・2伏見発→〔陸〕→4・19江戸着→上使→5・25登城	7月光久隠居(『追録』1-2062)	『追録』1-2045
1687	貞享4	(光久)	江→鹿	9・7暇→9・28江戸発→大坂発→〔船〕→12・?京泊→12・13帰城		『追録』1-2081
1688	貞享5	綱貴	江→鹿	6・6江戸発→6・15江尻→6・23草津→大津→京都→伏見→6・28大坂着→7・10大坂乗船→〔船〕→7・19京泊→8・6帰城	家督後初帰国	『追録』1-2115・2117
1688	貞享5	(光久)	鹿→江	暇→9・18鹿兒島発→京泊→〔船〕→大坂→11・25江戸着→上使		『追録』1-2135
1689	元禄2	綱貴	鹿→江	3・3鹿兒島発→3・12細島→〔船〕→3・24大坂着→3・28伏見着→4・2伏見発→4・18江戸着→4・19上使→4・26登城	家督後初参勤	『追録』1-2175・2188
1689	元禄2	(光久)	江→鹿	6・11暇→6・28江戸発→大坂→〔船〕→京泊→8・28帰城		『追録』1-2194

西暦	和暦	当主	方向	経路	備考	出典
1690	元禄3	(光久)	鹿→江	5・12鹿児島発→5・22薩西岸→〔船〕→6・14大坂着→7・23江戸着→7・28上使		『追録』1-2266
1690	元禄3	綱貴	江→鹿	6・29江戸発→7・18伏見→7・22大坂着→8・1大坂乗船→8・2大坂発→〔船〕→赤間関→〔船〕→脇本→帰城		『追録』1-2279
1691	元禄4	綱貴	鹿→江	2・10鹿児島発→2・18京泊→〔船〕→3・22大坂着→3・23伏見着→3・26伏見発→4・10江戸着→4・13上使→4・18登城		『追録』1-2310
1691	元禄4	(光久)	江→鹿	4・28暇→⑧・21江戸発→大坂→〔船〕→9・27京泊→11・3帰城		『追録』1-2315
1692	元禄5	(光久)	鹿→江	6・13鹿児島発→薩西岸→〔船〕→7・22大坂着→8・4伏見→8・25江戸着→9・14上使		『追録』1-2365
1692	元禄5	綱貴	江→鹿	7・6江戸発→7・22伏見着→8・2大坂乗船→8・3大坂発→〔船〕→西海→8・26帰城	伏見にて光久に会	『追録』1-2366
1693	元禄6	綱貴	鹿→江	2・16鹿児島発→2・29細島乗船→2・晦細島発→〔船〕→3・11大坂着→3・14伏見着→3・17伏見発→4・2江戸着→4・4上使→4・12登城		『追録』1-2384・2387
1693	元禄6	(光久)	江→鹿	3・27暇→4・13江戸発→帰城		『追録』1-2388
1694	元禄7	綱貴	江→鹿	4・18暇→⑤・1江戸発→⑤・4小田原→⑤・9大坂→〔船〕→小倉→⑤・16球磨川→⑤・18帰城	11・29光久鹿児島にて死去(『追録』1-2454)	『追録』1-2417
1695	元禄8	綱貴	鹿→江	3・6鹿児島発→西海→〔船〕→4・6大坂着→4・7伏見着→4・9伏見発→4・18江戸着→4・19上使→4・21登城		『追録』1-2481・2503
1695	元禄8	(吉貴)	江→鹿	5・27暇→6・10江戸発→6・26伏見→6・晦大坂着→7・4大坂乗船→7・5大坂発→〔船〕→赤間関→7・25帰城	初暇	『追録』1-2517
1696	元禄9	(吉貴)	鹿→江	1・26鹿児島発→2・4細島着→2・8細島発→〔船〕→2・18大坂着→2・22伏見着→2・25伏見発→〔美濃路〕→3・10江戸着→3・15登城		『追録』1-2586
1696	元禄9	綱貴	江→鹿	6・2江戸発→6・15伏見→6・18大坂着→6・晦大坂発→〔船〕→西海→7・19平島→8・4帰城		『追録』1-2617
1697	元禄10	綱貴	鹿→江	②・27鹿児島発→3・2京泊→〔船〕→3・21大坂着→3・24大坂発→〔川船〕→3・25伏見着→3・27伏見発→4・9江戸着→4・10上使→4・15登城		『追録』2-21・56・58
1697	元禄10	(吉貴)	江→鹿	5・27暇→6・6江戸発→〔木曾路〕→6・22伏見→6・24大坂着→6・27大坂発→〔船〕→7・29脇本→8・4帰城		『追録』2-77
1698	元禄11	(吉貴)	鹿→江	7・10鹿児島発→〔陸〕→7・18阿久根→〔船〕→8・13大坂着→8・15伏見→8・晦江戸着→9・15登城		『追録』2-241
1698	元禄11	綱貴	江→鹿	9・晦江戸発→10・13伏見→10・15大坂着→10・19大坂発→〔船〕→11・7細島→〔陸〕→11・15帰城	翌年の参勤免除(『追録』2-392)	『追録』2-282
1700	元禄13	綱貴	鹿→江	1・12鹿児島発→1・15京泊乗船→1・21京泊発→〔船〕→2・19大坂着→2・21大坂発→〔陸〕→2・23伏見→3・5江戸着→3・6上使→3・15登城		『追録』2-663・714
1700	元禄13	(吉貴)	江→鹿	4・11暇→4・16江戸発→5・4伏見→5・6大坂着→5・8大坂乗船→5・11大坂発→〔船〕→6・9脇本→6・21帰城		『追録』2-730

西暦	和暦	当主	方向	経路	備考	出典
1701	元禄14	(吉貴)	鹿→江	1・12鹿兒島発→〔陸〕→1・晦大里→〔船〕→2・13大坂着→2・18伏見着→2・21伏見発→〔美濃路〕→3・10江戸着→3・15登城		『追録』2-878
1701	元禄14	綱貴	江→鹿	4・12暇→5・晦江戸発→〔木曾路〕→大井→6・12伏見着→6・13伏見発→6・13京都→6・15伏見発→6・15大坂着→6・18大坂乗船→6・20大坂発→〔船〕→赤間関→芦屋→〔陸〕→7・3脇本→7・10帰城		『追録』2-970 1011・1040
1702	元禄15	綱貴	鹿→江	3・10鹿兒島発→3・12京泊乗船→3・14京泊発→〔船〕→4・13室津→〔船〕→4・13大坂着→4・15大坂発→〔川船〕→4・15伏見着→4・16伏見発→〔中山道〕→藤枝→4・21江戸着	藤枝にて吉貴に会	『追録』2-1159
1702	元禄15	(吉貴)	江→鹿	4・1暇→4・13江戸発→〔東海道〕→藤枝→4・28伏見→5・1大坂着→5・4大坂乗船→5・5大坂発→〔船〕→6・1大里→〔陸〕→6・22帰城		『追録』2-1192
1703	元禄16	(吉貴)	鹿→江	3・11鹿兒島発→〔陸〕→3・23脇本→〔船〕→天草中軍浦→〔船〕→3・26脇本着→3・28脇本発→〔陸〕→4・6大里着→4・8大里発→〔船〕→ 下関 →〔陸〕→ 4・22大坂着 →4・24伏見着→4・26伏見発→5・10江戸着→5・15登城	藩邸消失により6月中の参府が許される、海濤不順	『追録』2-1425
1703	元禄16	綱貴	江→鹿	暇→6・18江戸発→6・27伏見→7・2大坂着→7・6大坂発→〔船〕→7・20小倉→〔陸〕→8・4帰城		『追録』2-1462
1704	元禄17	綱貴	鹿→江	3・10鹿兒島発→3・13出水米津乗船→〔船〕→3・17寺井川→〔陸〕→3・19大里→〔船〕→3・28大坂着→4・1伏見着→4・6伏見発→4・18江戸着→4・23上使→4・29登城		『追録』2-1627・1681
1704	宝永1	(吉貴)	江→鹿	5・14暇→5・21江戸発→〔東海道〕→6・6伏見→6・9大坂着→ 6・14大坂発 →〔陸〕→ 尼崎 →6・15兵庫→〔船〕→6・19大里→〔陸〕→出水→7・1帰城		『追録』2-1688
1704	宝永1	(吉貴)	鹿→江	8・21鹿兒島発→出水→〔陸〕→8・28大里着→8・晦大里発→〔船〕→ 9・10室津 →〔播州路〕→ 9・13大坂着 →9・14大坂発→〔東海道〕→9・19江戸着	綱貴危篤(9・19死去)による	『追録』2-1760
1705	宝永2	吉貴	江→鹿	7・9江戸発→〔東海道〕→〔美濃路〕→7・24伏見着→7・26京都→7・29伏見発→大坂着→8・3大坂発→〔川船〕→尼崎→〔陸〕→8・14小倉→〔陸〕→9・1帰城	家督後初帰国、海濤不順のため川船	『追録』2-2000・2007
1706	宝永3	吉貴	鹿→江	4・5鹿兒島発→西海→〔船〕→ 4・晦室津 →〔陸〕→ 5・5大坂着 →5・9大坂発→〔陸〕→5・14伏見→〔東海道〕→6・1江戸着→6・3上使→6・9登城		『追録』2-2262
1707	宝永4	吉貴	江→鹿	暇→7・1江戸発→〔東海道〕→宮→〔美濃路〕→清須→7・17伏見→7・21大坂着→ 7・25大坂発 →〔陸〕→ 7・27室津着 →7・28室津発→〔船〕→8・10大里→8・10(ママ)小倉→8・22出水→9・1帰城		『追録』2-2446
1708	宝永5	吉貴	鹿→江	4・10鹿兒島発→4・18脇本→〔船〕→ 5・7室津 →〔播磨路〕→ 5・12大坂着 →5・16伏見着→5・20伏見発→〔美濃路〕→〔東海道〕→本坂→6・4江戸着→6・5上使→6・12登城		『追録』2-2634・2678
1709	宝永6	吉貴	江→鹿	6・23江戸発→〔中山道〕→7・9伏見→〔川船〕→7・13大坂着→ 7・17大坂発 →〔播磨路〕→ 7・20室津着 →7・21室津発→〔船〕→7・25田之尻→〔陸〕→7・26大里→8・7出水→8・13帰城		『追録』2-2834

西暦	和暦	当主	方向	経路	備考	出典
1710	宝永7	吉貴	鹿→江	8・26鹿兒島発→〔吉貴:九州路／琉球人:西目海路〕→9・21大里着→9・22大里発→〔船〕→10・7室津着→〔吉貴:陸→(10・10兵庫で)船／琉球人:船〕→10・11大坂着→10・12島津邸下船→10・19大坂発→〔川船〕→10・19枚方→10・20伏見着→10・25伏見発→〔東海道〕→11・11江戸着→11・13上使	琉球使節同道、途中で陸・船と別行動	『追録』2-2985
1711	正徳1	吉貴	江→鹿	7・1江戸発→〔中山道〕→7・17伏見着→7・18京都→7・20伏見発→〔川船〕→大坂着→7・23大坂発→〔陸〕→7・27奈波津(相生)→〔船〕→8・2大里→〔九州路〕→8・11阿久根→8・15帰城		『追録』2-3104
1714	正徳4	吉貴	鹿→江	9・9鹿兒島発→〔吉貴:陸／琉球人:(向田で)船〕→10・7大里着→10・17大里発→〔船〕→10・25奈波津→〔吉貴:陸／琉球人:船〕→10・29大坂着→〔川船〕→11・4伏見着11・7伏見発→11・13岡崎→11・26江戸着→11・27上使→11・28登城	琉球使節同道、途中で陸・船と別行動	『追録』3-381 391・397・403 421
1715	正徳5	吉貴	江→鹿	6・12暇→7・9江戸発→〔東海道〕→7・24伏見→7・26大坂着→7・28大坂発→〔陸〕→8・2奈波津→〔船〕→8・13大里着→8・14大里発→〔陸〕→8・晦帰城		『追録』3-536・541
1716	享保1	吉貴	鹿→江	7・13鹿兒島発→〔陸〕→7・28大里→〔船〕→8・16大坂着→8・24伏見→9・11江戸着→9・12上使→9・16登城	琉球使節が続いたため9月の参府が許される(『追録』3-591)	『追録』3-708 713・745
1717	享保2	吉貴	江→鹿	6・11暇→6・25江戸発→〔東海道〕→7・12伏見→7・14大坂着→7・16大坂発→〔陸〕→7・19奈波津→〔船〕→7・25大里→〔陸〕→8・15帰城		『追録』3-822・828
1718	享保3	吉貴	鹿→江	9・11鹿兒島発→〔吉貴:陸(大磯→出水)／琉球人:(向田で)船〕→10・14大里→〔船〕→⑩・4坂越→〔吉貴:陸／琉球人:船〕→兵庫→〔船〕→⑩・10大坂着→⑩・14大坂発→⑩・14枚方→⑩・15伏見→11・8江戸着→11・9上使→11・11登城	琉球使節同道、途中で陸・船と別行動	『追録』3-956 965・977 989
1719	享保4	吉貴	江→鹿	6・11暇→6・16江戸発→〔東海道〕→〔美濃路〕→7・2伏見着→7・10大坂着→7・17大坂発→〔陸〕→7・21坂越→〔船〕→7・26鞆着→7・27鞆発→〔陸〕→9・7赤間関→〔船〕→9・10大里→〔陸〕→10・5出水→10・28帰城	駕船不快のため鞆で降船	『追録』3-1075
1720	享保5	吉貴	鹿→江	6・23鹿兒島発→〔九州路〕→〔中国路〕→8・11大坂着→8・18大坂発→〔川船〕→8・18伏見着→8・22伏見発→〔美濃路〕→〔東海道〕→9・12川崎→9・12江戸着→9・15上使→9・19登城		『追録』3-1168
1720	享保5	(継豊)	江→鹿	10・27暇→11・5江戸発→〔東海道〕→11・20伏見→〔川船〕→11・24大坂着→11・28大坂発→〔山陽道〕→12・18赤間関→12・20大里→〔陸〕→12・29出水着→翌1・1出水発→1・5鹿兒島着	初暇	『追録』3-1191
1721	享保6	(継豊)	鹿→江	3・18鹿兒島発→3・19向田着→3・22向田発→〔船〕→3・28京泊→〔船〕→4・16坂越→〔陸〕→4・19大坂着→4・22大坂発→〔川船〕→4・23伏見着→4・26伏見発→〔東海道〕→5・11江戸着→5・15登城	6月吉貴隠居(『追録』3-1278)に付き家督相続	『追録』3-1251・1252
1722	享保7	(吉貴)	江→鹿	2・16江戸発→3・4伏見→3・7大坂着→3・11大坂発→〔山陽道〕→〔西海道〕→4・21鹿兒島着		『追録』3-1357

西暦	和暦	当主	方向	経路	備考	出典
1722	享保7	継豊	江→鹿	4・13暇→5・2江戸発→〔東海道〕→〔美濃路〕 →5・18伏見→5・19京都→伏見→〔川船〕→5・22 大坂着→ 5・26大坂発 →〔陸〕→ 5・29坂越 → 〔船〕→6・13細島→佐土原→高岡→6・23帰城	家督後初暇、本 年以降は上米の 制により在府期間 が半減	『追録』 3-1373・1383

- ・ 隠居や家督未相続のため当主でない者については当主欄に（ ）を付した。
- ・ 丸数字は閏月を表す。
- ・ 地名は史料の表記に準じ、一部現代表記に改めた（主要地の所在については【参考地図】参照）。
- ・ **太字ゴチック**は大坂に出入りする際、播磨路（山陽道）を用いたことを示す。
- ・ 典拠はいずれも『鹿児島県史料 旧記雑録』。なお上野堯史『薩摩藩の参観交替』（2007年、鹿児島県立図書館架蔵）に、慶長10（1605）年から文久3（1863）年までの全期間を網羅したものが収録されている。

与岛津氏参勤相关的大坂“船除”

木土博成

摘要

十七世纪，日本西国实力派大名在其江戸参勤或归国之船只进出大坂之际，会享受由船手（船奉行）禁停其他民用船只的特别优待政策，此项政策被称为“船除”。至十八世纪初，以气候恶劣·大坂近海船只拥堵等原因为背景，多数西国大名选择将室津～大坂的海上通航变更为陆上通行，在此转变中，至船手八木勘十郎一代时，“船除”政策基本停废。然而，萨摩藩岛津氏则对“船除”废止一事深感危机，于正德元（1711）年，以获家康·秀忠认可之参勤权利的先例为依据，向船手申请再开。最终根据大坂城代之判断，在大坂町奉行而非船手之管辖下，岛津氏的“船除”权利得到了新的确认。虽然如此，正德元年之后，岛津氏其实也主要是以陆上方式通过室津～大坂之间，因此这样一种新的“船除”政策实际上并未确立。申请“船除”政策再开的岛津氏之意图，与其说是实际上的通航便利，倒不如说是为了确认即得权益。